## 〇ふじみ衛生組合行政不服審査会条例

(平成28年3月4日) 条 例 第 1 号)

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81条第4 項の規定に基づき、ふじみ衛生組合行政不服審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第81条第2項の規定に基づき、ふじみ衛生組合管理者(以下「管理者」という。)の 附属機関として、事件ごとに審査会を置くことができる。

(所掌事項)

第3条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申、調査審議その他法の規定によりその権限 に属させられた事項を処理する。

(組織)

第4条 審査会は、法律又は行政に関し学識経験を有する者のうちから、管理者が委嘱する委員 3人をもって組織する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、その係属した事件に係る答申をするまでの期間とし、委員が欠けた場合 における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第6条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第7条 審査会は、会長が招集する。
- 2 審査会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところ による。

(守秘義務)

第8条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、ふじみ衛生組合総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

96 〔ふじみ衛19〕 96